

- 農業負債整理関係資金基本要綱（平成13年5月1日付け13経営第356号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
目 次 第1 （略） 第2 （略） 第3 <u>借入希望者</u>の手続等 1 <u>借入希望者</u>による経営改善計画書の作成・提出等 2・3 （略） 第4 （略） 第5 （略） （参考）負債対策資金の借入手続等 別紙1～3 （略） 別紙4 ○年の経営状況報告書（△年目）（個人） ○年の経営状況報告書（△年目）（法人） 第1 （略） 第2 対象資金等 1 本要綱の対象とする資金は、次の2資金とし、融資機関は、<u>各資金共通の融資を受けようとする者（以下「借入希望者」という。）</u>の経営の実情、資金需要等を踏まえて適切な資金を融通するものとする。	目 次 第1 （略） 第2 （略） 第3 <u>農業者</u>の手続等 1 経営改善計画書の作成等 2・3 （略） 第4 （略） 第5 （略） （参考）負債対策資金の借入手続等 別紙1～3 （略） 別紙4 <u>令和</u>○年の経営状況報告書（△年目）（個人） <u>令和</u>○年の経営状況報告書（△年目）（法人） 第1 （略） 第2 対象資金等 1 本要綱の対象とする資金は、次の2資金とし、融資機関は、<u>農業者</u>の経営の実情、資金需要等を踏まえて適切な資金を融通するものとする。

(1)・(2) (略)

2 本要綱の対象とする資金の役割分担等は、次のとおりとする。

- (1) 借入希望者が経営体育成強化資金及び農業経営負担軽減支援資金を活用して負債の償還負担を軽減しようとする際には、農業経営負担軽減支援資金で対応できる場合は、極力当該資金で対応し、当該資金で対応することが困難な場合には、経営体育成強化資金で対応することを基本とする。

なお、農業経営負担軽減支援資金と経営体育成強化資金を同時に利用する場合については、取扱融資機関が密接に協議・連携を図るものとする。

(2) (略)

- (3) 第3の1の(1)の(ア)の融資機関は、再建整備資金で対応しようとする場合には、農業経営負担軽減支援資金で対応することが困難である旨を第3の1の(1)の(イ)の融資機関のいずれかに確認するとともに、確認結果を記録しておくものとする。

(1)・(2) (略)

2 本要綱の対象とする資金の役割分担等は、次のとおりとする。

- (1) 農業者が経営体育成強化資金及び農業経営負担軽減支援資金を活用して負債の償還負担を軽減しようとする際には、農業経営負担軽減支援資金で対応できる場合は、極力当該資金で対応し、当該資金で対応することが困難な場合には、経営体育成強化資金で対応することを基本とする。

なお、農業経営負担軽減支援資金と経営体育成強化資金を同時に利用する場合については、取扱融資機関が密接に協議・連携を図るものとする。

(2) (略)

- (3) 第3の1の(4)の(ア)の融資機関は、再建整備資金で対応しようとする場合には、農業経営負担軽減支援資金で対応することが困難である旨を第3の1の(4)の(イ)の融資機関のいずれかに確認するとともに、確認したことを証する書類を整備しておくものとする。

第3 借入希望者の手続等

本要綱の対象とする資金の融通については、それぞれの資金の要綱において定めるもののほか、借入希望者の手続等は次に定めるところによるものとする。

1 借入希望者による経営改善計画書の作成・提出等

(1) 借入希望者は、

ア これまでの経営状況

イ 経営の改善を図るための方針

ウ 経営改善計画の妥当性及び実行可能性

エ 経営改善計画が実行された場合の収支の見込み及び借入金の返済確実性

等について、自ら真剣に検討の上、経営改善の実施と資金の借入れによって、おおむね5年程度の間に確実に経営を軌道に乗せ、安定させることを旨とする別紙1の(2)又は(3)の経営改善計画書を作成し、別紙2の借入申込書（農業信用基金協会による保証を希望する場合は、更に債務保証委託申込書が必要）とともに、利用しようとする資金に応じ、次に掲げる融資機関のいずれかに提出するものとする。

(ア) 経営体育成強化資金

株式会社日本政策金融公庫及び同公庫の受託金融機関と

第3 農業者の手続等

本要綱の対象とする資金の融通については、それぞれの資金の要綱において定めるもののほか、各資金共通の融資を受けようとする者（以下「借入希望者」という。）の手続等は次に定めるところによるものとする。

1 経営改善計画書の作成等

(1) 借入希望者は、

ア これまでの経営状況はどうなっているのか

イ 経営の改善を図るために、どの点をどのように改善していくのか

ウ 経営改善計画は実行可能か

エ 経営改善計画が実行された場合に収支はどうか、融資返済は可能か

等について、自ら真剣に検討の上、経営改善の実施と資金の借入れによって、おおむね5年程度の間に確実に経営を軌道に乗せ、安定させることを旨とする経営改善計画書を別紙1の(2)又は(3)により作成し、別紙2による借入申込書（農業信用基金協会による保証を希望する場合は、更に債務保証委託申込書が必要）とともに、(4)に定める融資機関に提出するものとする。

(新設)

なっている農業協同組合、信用農業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、信用金庫及び信用協同組合

(イ) 農業経営負担軽減支援資金

都道府県と利子補給契約を締結している農業協同組合、信用農業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、信用金庫及び信用協同組合

なお、借入希望者は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により手続を行うことができるものとする。

(2) 東日本大震災により著しい被害を受けた借入希望者（以下「被災借入希望者」という。）にあつては、別紙１の(4)又は(5)の経営改善計画書をもって別紙１の(2)又は(3)の経営改善計画書に代えることができるものとする。

(3) 借入希望者は、経営改善計画書の作成に当たり、助言指導を必要とする場合は、融資機関、普及指導センター、市町村等に相談を求めることができるものとする。

こうした相談に的確に対応できるよう、融資機関、都道府県、普及指導センター及び市町村においては、あらかじめ相談受付窓口を明確にしておくようお願いする。

(新設)

なお、東日本大震災により著しい被害を受けた借入希望者（以下「被災借入希望者」という。）にあつては、別紙１の(4)又は(5)の経営改善計画書をもって別紙１の(2)又は(3)の経営改善計画書に代えることができるものとする。

(2) 農業者は、経営改善計画書の作成に当たり、助言指導を必要とする場合は、融資機関、普及指導センター、市町村等に相談を求めることができるものとする。

こうした相談に的確に対応できるよう、融資機関、普及指導センター及び市町村においては、あらかじめ相談受付窓口を明確にしておくようお願いする。

(4) 借入希望者が、飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 12 条の 3 に規定する飼養衛生管理基準をいう。以下同じ。）が定められた家畜のうち豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥又は七面鳥を飼養する事業を営む者である場合は、都道府県から飼養衛生管理基準の遵守状況の確認書類の交付を受け、この確認書類を経営改善計画書に併せて提出するものとする。

（削る。）

2 融資審査

(1) 融資機関は、経営改善計画書及び借入申込書（以下「関係書類」という。）について、借入希望者の経営能力及びそれを反映する経営状況を基に、別紙 3 の融資審査の考え方

(3) 借入希望者が、飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 12 条の 3 に規定する飼養衛生管理基準をいう。以下同じ。）に定められた家畜のうち豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養する事業を営む者である場合は、都道府県から飼養衛生管理基準の遵守状況の確認書類の交付を受け、この確認書類を経営改善計画書に併せて提出するものとする。

(4) 各資金の融資機関は、次のとおりである。

ア 経営体育成強化資金

株式会社日本政策金融公庫及び同公庫の受託金融機関となっている農業協同組合、信用農業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、信用金庫及び信用協同組合

イ 農業経営負担軽減支援資金

都道府県と利子補給契約を締結している農業協同組合、信用農業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、信用金庫及び信用協同組合

2 融資審査

(1) 融資機関は、経営改善計画書及び借入申込書（以下「関係書類」という。）について、農業者の経営能力及びそれを反映する経営状況を基に、別紙 3 の融資審査の考え方を参

を参考として、
(削る。)

ア 借入希望者の経営能力等からみた経営改善計画の妥当性及び実行可能性

イ 経営改善計画が実行された場合の収益改善見込み及び借入金の返済確実性

ウ 農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく農業保険及び労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に基づく労働者災害補償保険への加入その他のリスク対応策の妥当性

について、責任を持って判断するものとする。

- (2) 融資機関は、(1)の判断に際して、借入希望者の既往負債の融資機関と協議（償還条件の緩和をどの程度行うことができるかを含む。）するとともに、借入希望者の経営能力等に関し、関係機関（都道府県、普及指導センター、市町村、農業委員会、農業経営・就農支援センター（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 11 条の 11 に規定する農業経営・就農支援センターをいう。）等をいう。以下同じ。）の意見を聴く必要がある場合には、関係書類の写しを原則として電磁的記録により送付して関係機関の意見を聴くものとする。

なお、関係機関の意見を聴くに当たっては、その効率的な

考として、

ア 経営改善計画に示された方向（改善点）で、本当に経営が改善されるのか

イ 農業者の経営能力等からみて、経営改善計画は実行可能なのか

ウ 経営改善計画が実行されれば、どの程度収益が改善し、その結果、融資の返済も可能となるのか

エ 当該作目の被災、価格変動等のリスクに対して、農業共済又は収入保険（農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく共済事業及び農業経営収入保険事業をいう。）に加入するなどの対応策は検討されているか

を責任を持って判断するものとする。

- (2) 融資機関は、(1)の判断に際して、農業者の既往負債の融資機関と協議（償還条件の緩和をどの程度行うことができるかを含む。）するとともに、必要がある場合には、農業者の経営能力等に関し、関係機関の意見を聴くものとする。

なお、関係機関の意見を聴くに当たっては、その効率的な実施に努め、例えば特別融資制度推進会議設置要綱（平成 13 年 9 月 12 日付け 13 経営第 2931 号農林水産事務次官依命通知）第 1 に基づき市町村段階に設置されている特別融資制度推進会議の場を活用すること等も考慮するものとする。

実施に努め、例えば特別融資制度推進会議設置要綱（平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知）第1に基づき市町村段階に設置されている特別融資制度推進会議の場を活用すること等も考慮するものとする。

- (3) 融資機関は、借入希望者の経営能力等からみて、経営改善計画の達成可能性・借入金の返済確実性に疑問がある場合には、借入希望者に対し、1年間普及指導センター等の指導を受けて経営能力の向上に努めるよう求めることができるものとする（この間、関係融資機関の合意が得られれば、償還条件の緩和を行う。）。

- (4) 融資機関は、3の債権保全措置により融資額全額がカバーされない場合又は債権保全措置を行わない場合であっても、借入希望者の経営能力等からみて経営改善計画の達成及び借入金の返済が確実と認められる場合には、融資を行う（必要に応じて融資額を調整することがありうる。）ことを基本とする。

3 債権保全措置

- (1) 融資機関が債権保全措置を行う場合には、当該融資機関（必要に応じて農業信用基金協会を含む。）と借入希望者の協議により、物的担保又は農業信用基金協会による保証

- (3) 融資機関は、農業者の経営能力等からみて、経営改善計画の達成可能性・融資返済の可能性に疑問がある場合には、農業者に対し、1年間普及指導センター等の指導を受けて経営能力の向上に努めるよう求め（この間、関係融資機関の合意が得られれば、償還条件の緩和を行う。）、1年後に再度判断を行うものとする。

（新設）

3 債権保全措置

- (1) 債権保全措置については、融資機関（必要に応じて融資機関及び農業信用基金協会）と農業者の協議により、物的担保又は農業信用基金協会による保証のいずれかとするこ

のいずれかとすることを基本とし、経営者以外の第三者の個人連帯保証については、徴求しないことを原則とする。

なお、経営者保証については、「経営者保証に関するガイドライン」（平成 25 年 12 月 5 日「経営者保証に関するガイドライン研究会」から公表）を踏まえ、適切に行われるよう留意するものとする。

（注）農業信用基金協会による保証は、農業協同組合又は農業協同組合連合会を通じた転貸資金以外の公庫の資金には、付することができない。

(2) (略)

(削る。)

とを基本とし、経営者以外の第三者の個人連帯保証については、徴求しないことを原則とする。また、経営者保証については、「経営者保証に関するガイドライン」（平成 25 年 12 月 5 日「経営者保証に関するガイドライン研究会」から公表）を踏まえ、適切に行われるよう留意するものとする。

（注）農業信用基金協会による保証は、農業協同組合又は農業協同組合連合会を通じた転貸資金以外の公庫の資金には、付することができない。

(2) (略)

(3) 以上のような債権保全措置では融資額全額をカバーできない場合であっても、農業者の経営能力等からみて経営改善計画の達成及び融資返済が確実と考えられる場合には、融資を行う（必要に応じて融資額を調整することがありうる。）ことを基本とする。

また、融資機関は、農業者の経営能力等からみて、融資を行うことが困難であると判断した場合には、当該農業者に対し、1 年間地域農業改良普及センター等の指導を受けて、経営能力の向上に努めるよう求め（この間、関係融資機関の合意が得られれば、償還条件の緩和を行う。）、1 年後に再度判断を行うものとする。

第4 融資機関の手続等

1 融資機関の手続

- (1) 借入希望者から関係書類の提出を受けた第3の1の(1)で定める(ア)又は(イ)の融資機関は、必要に応じ、同(1)に規定する他の融資機関に当該関係書類又はその写しを原則として電磁的記録により送付し、連携して手続を進めるものとする。

- (2) 融資機関は、別紙1の(1)の経営改善計画総括表を作成し、経営改善計画書とともに2の(1)の経営診断の実施機関に原則として電磁的記録により送付し、意見を求めるものとする。

ただし、次に掲げるアからクまでの資金（エの資金を除く。）を経営体育成強化資金により償還負担の軽減を図る場合又はアからクまでの資金（貸付利率 5.0%以下のもの（エの資金を除く。）を除く。）を農業経営負担軽減支援資金により償還負担の軽減を図る場合には、融資機関は、新たに作成された経営改善計画又は計画変更された経営改善計画について、経営診断の実施機関の全ての者の合意を得るものとする。

ア～キ （略）

第4 融資機関の手続等

1 融資機関の手続

- (1) 借入希望者から関係書類の提出を受けた第3の1の(4)で定めるア又はイの融資機関は、必要に応じ、同(4)に規定する他の融資機関に当該関係書類又はその写しを原則として電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により送付し、連携して手続を進めるものとする。

- (2) 融資機関は、別紙1の(1)の経営改善計画総括表を作成し、経営改善計画書とともに2の(1)の経営診断の実施機関に原則として電磁的記録により送付し、意見を求めるものとする。

ただし、次に掲げるアからクまでの資金（エの資金を除く。）を経営体育成強化資金により償還負担の軽減を図る場合又はアからクまでの資金（貸付利率 5.0%以下のもの（エの資金を除く。）を除く。）を農業経営負担軽減支援資金により償還負担の軽減を図る場合には、融資機関は、新たに作成された経営改善計画又は計画変更された経営改善計画について、経営診断の実施機関の全ての者の合意を得るものとする。

ア～キ （略）

ク 経営体育成強化資金

なお、被災借入希望者の審査にあたっては、経営診断の実施機関による経営診断を省略することができるものとする。

(3)・(4) (略)

(5) 融資機関は、借入希望者からの関係書類を受理（提出された書類について、必要事項の記載及び必要書類の添付に不備がないことを確認した上で、正式に受け付けることをいう。）してから1月半以内にすべての手続を終了させるよう努めるものとし、それまでの間に手続が終了しない場合には、借入希望者にその理由を通知するものとする。

(6) 融資機関は、融資を行わないときは、別紙1の経営改善計画総括表又はその他の適切な方法により、借入希望者に対してその理由を説明するものとする。

2 経営診断手続の仕組み

(1) 経営診断は、地域の実情、各組織の役割等を踏まえて、各都道府県等に設けられている各種資金制度に係る審査会等の仕組みを活用して行うものとする。

ク 経営体育成強化資金

なお、被災借入希望者の審査にあたっては、経営診断の実施機関からの委任を受けて融資機関自ら経営診断を行うことができるものとする。

(3)・(4) (略)

(5) 融資機関は、農業者の借入申込書等の提出から1月半以内にすべての手続を終了させるよう努めるものとし、それまでの間に手続が終了しない場合には、農業者にその理由を通知するものとする。

(6) 融資機関は、融資を行わないときは、別紙1の経営改善計画総括表により、農業者に対してその理由を説明するものとする。

2 経営診断手続の仕組み

(1) 都道府県は、地域の実情、各組織の役割等を踏まえて、各都道府県等に設けられている各種資金制度に係る審査会等の仕組みを活用して、都道府県又は市町村の主催により行われている経営診断の既存の仕組みを利用するものとする。

(2) その際、関係機関、融資機関その他の関係組織のうち、当該農業経営の診断を行うのに必要な者が参画し、適切な経営診断が実施されるようにするのが望ましい。

(3) (1)の経営診断の実施機関は、1の(2)により、融資機関から意見を求められた場合、別紙1の(1)の経営改善計画総括表に必要事項を記入して回答するものとする。

3 融資実行後の措置

(1) (略)

(2) 借入者は、経営改善計画期間中、経営改善計画が達成されるまでの間、毎年、別紙4 又は別紙4を参考にして融資機関が定める様式による経営状況報告書（以下「経営状況報告書」という。）により、経営状況を融資機関に報告するものとする。

ただし、東日本大震災により著しい被害を受けた借入者にあつては、決算書類を融資機関に提出することをもって、経営状況報告書により経営状況を報告したものとみなすことができるものとする。

(3) 融資機関は、(2)の報告を踏まえて、必要がある場合に

(2) その際、都道府県、普及指導センター、市町村、農業委員会、農業協同組合、融資機関等のうち、当該農業経営の診断を行うのに必要な者が参画し、適切な経営診断が実施されるようにするのが望ましい。

(3) (1)の経営診断の実施機関は、1の(2)により、融資機関から意見を求められた場合、別紙1の経営改善計画総括表に必要事項を記入して回答するものとする。

3 融資実行後の措置

(1) (略)

(2) 借入者は、経営改善計画期間中、経営改善計画が達成されるまでの間、毎年、別紙4により、経営状況を融資機関に報告するものとする。

ただし、東日本大震災により著しい被害を受けた借入者にあつては、決算書類を融資機関に提出することをもって、別紙4により経営状況を報告したものとみなすことができるものとする。

(3) 融資機関は、(2)の報告を踏まえて、必要がある場合に

は、関係機関に借入者に対する指導等の協力を求めるものとする。

(4) (略)

4 民事再生手続との関係

(1) 借入者が、負債の償還負担軽減と併せて、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続を進めようとする場合には、融資機関は、他の債権者と連絡を密にして、再生計画の実行可能性を適切に判断するものとする。

(2) (略)

第5 その他

1 関係機関は、農業者に対して本制度の周知徹底に努めるとともに、本制度を適切に活用して効率的かつ安定的な農業経営の育成が図られるよう、十分配慮するようお願いする。

2・3 (略)

4 融資機関及び関係機関（機関の役職員を含む。）は、個人

は、関係機関に農業者に対する指導等の協力を求めるものとする。

(4) (略)

4 民事再生手続との関係

(1) 農業者が、負債の償還負担軽減と併せて、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続を進めようとする場合には、融資機関は、
ア 他の債権者と連絡を密にして
イ 再生計画の実行可能性を適切に判断
するものとする。

(2) (略)

第5 その他

1 都道府県及び関係機関は、農業者に対して本制度の周知徹底に努めるとともに、本制度を適切に活用して効率的かつ安定的な農業経営の育成が図られるよう、十分配慮するようお願いする。

2・3 (略)

4 融資機関、都道府県、普及指導センターその他の関係機関

情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、本要綱対象資金に係る経営改善計画書等の個人情報について、厳正に取り扱うものとする。特に、この要綱において借入希望者の個人情報を含む情報を他に提供するものとされた手続については、借入希望者の同意を得た範囲内において行うものとする。

- 5 融資機関は、借入希望者から関係書類の提出を受けた場合、借入希望者に対し、第 4 の 1 の規定により関係書類を関係機関へ送付することがある旨についての同意を求めるものとし、個人情報の取扱いに関する同意書（別紙 2）により同意を求めることとする。

別紙 1 の(1)

〔機関の役職員を含む。〕は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、本要綱対象資金に係る経営改善計画書等の個人情報について、厳正に取り扱うものとする。特に、この要綱において借入希望者の個人情報を含む情報を他に提供するものとされた手続については、借入希望者の同意を得た範囲内において行うものとする。

- 5 融資機関は、借入希望者から関係書類の提出を受けた場合、借入希望者に対し、第 4 の 1 の規定により関係書類を関係機関へ送付することがある旨についての同意を求めるものとし、借入申込書の個人情報の取扱いに関する同意書（別紙 2）により同意を求めることとする。

別紙 1 の(1)

別紙1の(1)

・融資機関が記載

経営改善計画総括表

農業負債整理関係資金借入申込者 氏名

		融資機関記載欄	経営診断機関記載欄
1	これまでの経営状況		
1 経営者の能力	経営マインド		
	技術レベル		
	単収		
	品質・単価		
	規模		
	コスト		
	家計費 etc		
(2)	経営上の問題点		
(3)	負債償還に支障を来した原因		
2	経営改善計画の妥当性及び実行可能性		
3	収益改善見込み及び借入金の返済確実性		
融資機関の判断		融資機関が経営改善計画に基づき判断した結果を記載 (資金借入希望者に通知)	

別紙1の(1)

・融資機関が記載

経営改善計画総括表

農業負債整理関係資金借入申込者 氏名

		融資機関記載欄	経営診断機関記載欄
1	これまでの経営状況はどうか		
1 経営者の能力	経営マインド		
	技術レベル		
	単収		
	品質・単価		
	規模		
	コスト		
	家計費 etc		
(2)	経営上の問題点		
(3)	負債償還に支障を来した原因		
2	経営の改善を図るためにどの点をどのように改善していくのか		
3	経営改善計画は実行可能か		
4	計画が実行された場合に収益はどうか、融資返済は可能か		
融資機関の判断		融資機関が経営改善計画に基づき判断した結果を記載 (資金借入希望者に通知)	

別紙1の(2)

別紙1の(2)

添付書類により当該経営改善計画書記載事項が把握可能である場合には、その旨を記載すれば足りる。

経営改善計画書(個人)

融資機関

御中

住所

氏名

年 月 日

1 計画期間 年度～ 年度

2 家族構成等

家族従事者(※農業後継者は、備考欄にその旨を記入)				
年齢	農業従事 日数	農外従事 日数	目標年の状況	備考
その他の家族(性別、年齢のみ)				
男女(歳)、男女(歳)、男女(歳)、男女(歳)				

常時雇用 人

臨時雇用 人

3 経営規模

田 (うち借地)	a	(a)
畑 (うち借地)	a	(a)
樹園地 (うち借地)	a	(a)
採草放牧地 (うち借地)	a	(a)
施設面積	棟	m
常時飼養家畜	種類	頭、羽

(添付書類)最近3か年の青色申告書、農協の組合員勘定等

別紙1の(2)

別紙1の(2)

添付書類により当該経営改善計画書記載事項が把握可能である場合には、その旨を記載すれば足りる。

経営改善計画書(個人)

〇〇〇〇 農業協同組合

株式会社日本政策金融公庫

笠 御中

住所

氏名

年 月 日

1 計画期間 年度～ 年度

2 家族構成等

家族従事者(※農業後継者は、備考欄にその旨を記入)				
年齢	農業従事 日数	農外従事 日数	目標年の状況	備考
その他の家族(性別、年齢のみ)				
男女(歳)、男女(歳)、男女(歳)、男女(歳)				

常時雇用 人

臨時雇用 人

3 経営規模

田 (うち借地)	a	(a)
畑 (うち借地)	a	(a)
樹園地 (うち借地)	a	(a)
採草放牧地 (うち借地)	a	(a)
施設面積	棟	m
常時飼養家畜	種類	頭、羽

(添付書類)最近3か年の青色申告書、農協の組合員勘定等

1. 経営実績
(1) 経営者の能力、経営力を背景とした生産、損益、資金繰り実績 (金額単位: 千円)

		3年前	2年前	前年
農業収入				
(記入例) 水稲	共済加入の有無			
有	☐	生産量		
無	☐	売上高		
(記入例) だいこん	共済加入の有無			
有	☐	生産量		
無	☐	売上高		
(記入例) りんご	共済加入の有無			
有	☐	生産量		
無	☐	売上高		
(記入例) ...	共済加入の有無			
有	☐	生産量		
無	☐	売上高		
(記入例) ...	共済加入の有無			
有	☐	生産量		
無	☐	売上高		
収入保険の加入の有無	有・無			
農業収入には、制度受取金等(農業共済、産地づくり交付金、販売数量に応じて支払われる各種経営安定対策等の農業経営に関する受取金)を含む。 単収で技術レベルを判断 単価(品質)で技術レベルを判断 主要な作目別に記載(加工・販売、農作業受託等も記載) (注)変動理由は災害、病害等簡潔に記載。				
その他()				
農機具、修繕費等、単年度の費用として計上するもの 前年の農業総所得A 千円 前年の農業所得B 千円 B/A % 農外事業関係に係る借入金の利息を含む				
農業経営費				
原材料費				
施設・機械費				
出荷販売経費				
雇用労賃				
支払利息				
支払地代				
その他				
農業所得				
農外所得				
年金被贈等				
農家総所得				
家計費				
租税公課				
償還財源				
償還金(元本)				
差引余剰				
施設・機械等の設備投資				
農業負債(短期)				
農業負債(長期)				
農業負債(長期)				
農業負債				
正味資産				
保証債務				

(2) 経営力を背景とした財務内容(資産負債バランス)

項目	金額	算出基礎
資産計		
現金(共済等の積立金)		
農協等に対する出資金		
土地		
建物		
家畜		
農機・その他		
負債計		
農業負債(短期)		
農業負債(長期)		
農業負債(長期)		
農業負債		
正味資産		
保証債務		

1. これまでの経営状況はどうなっているのか(経営実績)
(1) 経営者の能力、経営力を背景とした生産、損益、資金繰り実績 (金額単位: 千円)

		3年前	2年前	前年
農業収入				
(記入例) 水稲	共済加入の有無			
有	☐	生産量		
無	☐	売上高		
(記入例) だいこん	共済加入の有無			
有	☐	生産量		
無	☐	売上高		
(記入例) りんご	共済加入の有無			
有	☐	生産量		
無	☐	売上高		
(記入例) ...	共済加入の有無			
有	☐	生産量		
無	☐	売上高		
(記入例) ...	共済加入の有無			
有	☐	生産量		
無	☐	売上高		
収入保険の加入の有無	有・無			
農業収入には、制度受取金等(農業共済、産地づくり交付金、販売数量に応じて支払われる各種経営安定対策等の農業経営に関する受取金)を含む。 単収で技術レベルを判断 単価(品質)で技術レベルを判断 主要な作目別に記載(加工・販売、農作業受託等も記載) (注)変動理由は災害、病害等簡潔に記載。				
その他()				
農機具、修繕費等、単年度の費用として計上するもの 前年の農業総所得A 千円 前年の農業所得B 千円 B/A % 農外事業関係に係る借入金の利息を含む				
農業経営費				
原材料費				
施設・機械費				
出荷販売経費				
雇用労賃				
支払利息				
支払地代				
その他				
農業所得				
農外所得				
年金被贈等				
農家総所得				
家計費				
租税公課				
償還財源				
償還金(元本)				
差引余剰				
施設・機械等の設備投資				
農業負債(短期)				
農業負債(長期)				
農業負債(長期)				
農業負債				
正味資産				
保証債務				

(2) 経営力を背景とした財務内容(資産負債バランス)

項目	金額	算出基礎
資産計		
現金(共済等の積立金)		
農協等に対する出資金		
土地		
建物		
家畜		
農機・その他		
負債計		
農業負債(短期)		
農業負債(長期)		
農業負債(長期)		
農業負債		
正味資産		
保証債務		

(3)経営上の特徴及び問題点は何か

項目	特徴及び問題点
技術レベル	
単収	
品質・単価	・経営上の特徴、工夫していること ・本人が経営上の課題を主体的に把握しているか ・経営マインドはあるか
経営規模	
コスト	
販売方法	
家計費	
その他	

(注)各項目に、具体的内容をご記入下さい。

なお、自然災害、価格動向の変動等(リスク)への備えに関する課題がある場合は、「その他」欄へご記入下さい。

(4)負債償還に支障を来した原因は何か

2. 経営改善方針

(1)経営改善を図るための方策(1の(3)の経営上の問題点を踏まえ、その改善方策を具体的に記載)

農業経営改善を図るための方策例 ・農業経営改善を図るための具体的方策 ・販売高の引上げ(単収アップ、単価アップ、規模拡大)、生産コストの削減、生活費の削減等

(2)経営改善計画の算出基礎

作目	実績		目標	
	単収	単価	単収	単価

収益予想の算出基礎となっている単収単価等は無理のないものか
(1)の対策との整合性が取られているか

営農類型によって項目を変える(耕種以外は別紙の該当項目を参考に)

目標値は経営者の能力から見て達成できるかをよく考えて記入

(3)経営上の特徴及び問題点は何か

項目	特徴及び問題点
技術レベル	
単収	
品質・単価	・経営上の特徴、工夫していること ・本人が経営上の課題を主体的に把握しているか ・経営マインドはあるか
経営規模	
コスト	
販売方法	
家計費	
その他	

(注)各項目に、具体的内容をご記入下さい。

なお、自然災害、価格動向の変動等(リスク)への備えに関する課題がある場合は、「その他」欄へご記入下さい。

(4)負債償還に支障を来した原因は何か

2. 経営の改善を図るために、どの点をどのように改善していくのか／それは実行可能か

(1)経営改善を図るための方策(1の(3)の経営上の問題点を踏まえ、その改善方策を具体的に記載)

農業経営改善を図るための方策例 ・農業経営改善を図るための具体的方策 ・販売高の引上げ(単収アップ、単価アップ、規模拡大)、生産コストの削減、生活費の削減等

(2)経営改善計画の算出基礎

作目	実績		目標	
	単収	単価	単収	単価

収益予想の算出基礎となっている単収単価等は無理のないものか
(1)の対策との整合性が取られているか

営農類型によって項目を変える(耕種以外は別紙の該当項目を参考に)

目標値は経営者の能力から見て達成できるかをよく考えて記入

過大投資になっていないかをよく考えて記入

(4)整理しようとする負債の内容

計[illegible]

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	10年目
農業収入						
記入例	経営規模					
水 稲	生産量					
	売上高					
	経営規模					
	生産量					
	売上高					
	経営規模					
	生産量					
	売上高					
	経営規模					
	生産量					
	売上高					
	経営規模					
	生産量					
	売上高					
その他()						
農業経営費						
	原材料費					
	施設・機械費					
	2.5.通商部費					
	出荷販売経費					
	雇用労賃					
	支払利息					
	支払運代					
	その他					
農業所得						
農外所得						
年金被贈等						
農業総所得						
家計費						
現税公課						
償還財源 A						
取償投資計画 B						
資金調達						
資金償還						
資金計画 C						
算引余剰 D(A-B+C)						
農業負債残高(短期)						
農業負債残高(長期)						
農外負債残高						
負債残高合計						

過大投資になっていないかを
よく考えて記入

(4)整理しようとする負債の内容

100

借入先	資金名	金額	利率	条件緩和の内容

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	10年目
農業収入						
記入例	経営規模					
水	生産量					
稲	売上高					
	経営規模					
	生産量					
	売上高					
	経営規模					
	生産量					
	売上高					
	経営規模					
	生産量					
	売上高					
	経営規模					
	生産量					
	売上高					
その他()						
農業経営費						
原材料費						
施設・機械費						
燃料・運搬費						
出荷販売経費						
雇用労賃						
支払利息						
支払地代						
その他						
農業所得						
農外所得						
年金被贈等						
農業税所得						
家計費						
租税公課						
償還財源						
償還金(元本)						
差引金額						
施設・機械等の設備投資						
農業負債(短期)						
農業負債(長期)						
農業負債						
農外負債						
計						

別紙1の(3)

別紙1の(3)

添付書類により当該経営改善計画書記載事項が把握可能である場合には、その旨を記載すれば足りる。

経営改善計画書(法人)

融資機関 御中
住所
法人名・代表者

年 月 日

1 計画期間 年度～ 年度

2 法人の概要

設立年月日 年 月 日 資本金 千円

構成員氏名	年齢	役職 担当	法人従事 日数	出資 口数	目標年の状況

構成戸数 戸 常時雇用 人 臨時雇用 人

3 経営規模

田 (うち借地)	a (a)
畑 (うち借地)	a (a)
樹園地 (うち借地)	a (a)
採草放牧地 (うち借地)	a (a)
施設面積	棟 m ²
常時飼養家畜	種類 頭、羽

(添付書類)最近3か年の決算書(付属明細書を含む)

別紙1の(3)

別紙1の(3)

添付書類により当該経営改善計画書記載事項が把握可能である場合には、その旨を記載すれば足りる。

経営改善計画書(法人)

〇〇〇〇 農業協同組合 } 笠 御中
株式会社日本政策金融公庫 } 住所
法人名・代表者

年 月 日

1 計画期間 年度～ 年度

2 法人の概要

設立年月 年 月 資本金 千円

構成員氏名	年齢	役職 担当	法人従事 日数	出資 口数	目標年の状況

構成戸数 戸 常時雇用 人 臨時雇用 人

3 経営規模

田 (うち借地)	a (a)
畑 (うち借地)	a (a)
樹園地 (うち借地)	a (a)
採草放牧地 (うち借地)	a (a)
施設面積	棟 m ²
常時飼養家畜	種類 頭、羽

(添付書類)最近3か年の決算書(付属明細書を含む)

(1) 経営者の能力、経営力を背景とした生産、損益、資金繰り実績

	3年前	2年前	前年
--	-----	-----	----

法人の前年売上高	A	千円
農業に係る前年の売上高	B	千円
	B/A	%

項目	金額	主な勘定内訳
----	----	--------

保証債務			第二者のために保証人になっている額及びその明細	
------	--	--	-------------------------	--

千円

(1)経営者の能力、経営力を背景とした生産、損益、資金繰り実績

	3年前	2年前	前年
売上	100	100	100

法人の前年売上高 A	千円
農業に係る前年の売上高 B	千円
B/A	%

項目	金額	主な勘定内訳
----	----	--------

保証債務			ている額及びその明細
------	--	--	------------

千円

(3)経営上の特徴及び問題点は何か
(営農類型:)

項目	特 徴 及 び 問 題 点
技術レベル	経営上の特徴、工夫していること 代表者が経営上の課題を主体的に把握しているか 経営マインドはあるか
単収	
品質・単価	
経営規模	
コスト	
生産方法	
販売方法	
加工・流通	
その他	

(注)各項目に、具体的内容をご記入下さい。

なお、自然災害、価格動向の変動等(リスク)への備えに関する課題がある場合は、「その他」欄へご記入下さい。

(4)負債償還に支障を来した原因は何か

2. 経営改善方針

(1)経営改善を図るための方策(1の(3)の経営上の問題点を踏まえ、その改善方策を具体的に記載)

農業経営改善を図るための方策例 ・農業経営改善を図るための具体的方策 ・販売高の引上げ(単収アップ、単価アップ、規模拡大)、生産コストの削減等

(2)経営改善計画の算出基礎
(耕種)

作目	実績		目標	
	単収	単価	単収	単価

収益予想の算出基礎となっている単収単価等は無理のないものか
 (1)の対策との整合性が取れているか

営農類型によって項目を変える
 (耕種以外は別紙の該当項目を参考に)

・目標値は経営者の能力から見て達成できるかをよく考えて記入

(3)経営上の特徴及び問題点は何か
(営農類型:)

項目	特 徴 及 び 問 題 点
技術レベル	経営上の特徴、工夫していること 代表者が経営上の課題を主体的に把握しているか 経営マインドはあるか
単収	
品質・単価	
経営規模	
コスト	
生産方法	
販売方法	
加工・流通	
その他	

(注)各項目に、具体的内容をご記入下さい。

なお、自然災害、価格動向の変動等(リスク)への備えに関する課題がある場合は、「その他」欄へご記入下さい。

(4)負債償還に支障を来した原因は何か

2. 経営の改善を図るために、どの点をどのように改善していくのか／それは実行可能か

(1)経営改善を図るための方策(1の(3)の経営上の問題点を踏まえ、その改善方策を具体的に記載)

農業経営改善を図るための方策例 ・農業経営改善を図るための具体的方策 ・販売高の引上げ(単収アップ、単価アップ、規模拡大)、生産コストの削減等

(2)経営改善計画の算出基礎
(耕種)

作目	実績		目標	
	単収	単価	単収	単価

収益予想の算出基礎となっている単収単価等は無理のないものか
 (1)の対策との整合性が取れているか

営農類型によって項目を変える
 (耕種以外は別紙の該当項目を参考に)

・目標値は経営者の能力から見て達成できるかをよく考えて記入

(注) 農業経営負担軽減支援金を借り入れる場合は、経営改善計画を的確に実施する観点から、その達成上不可欠な投資以外は償い行わないこと。

借入先	資金名	金額	利率	条件緩和の内容

売上		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	10年目
売上	記入例	經常現帳					
		生産量					
	水	売上高					
		經常現帳					
		生産量					
		売上高					
		經常現帳					
		生産量					
		売上高					
		經常現帳					
		生産量					
		売上高					
		經常現帳					
		生産量					
	売上高						
	その他()						
売上原価	期首商製品増加高						
	当期商品仕入高						
	当期製品製造原価						
	材料費						
	労務費						
	賃借料						
	その他経費						
	(減価償却)						
	期末商製品増加高						
	売上総利益						
販売費・一般管理費	役員報酬						
	その他人件費						
	出荷販売経費						
	運送償却費						
営業利益							
営業外利益							
営業外費用							
支払利息							
経常利益							
税引前当期利益							
法人税等支出額							
税引後当期利益							
償還財源 A							
設備投資計画 B							
資金調達							
資金償還							
資金計画 C							
差引余剰 D(A-B+C)							
短期借入金返済							
長期借入金返済							
借入金当座金計							

(注) 農業経営負担軽減支援資金を借り入れる場合は、経営改善計画を的確に実施する観点から、その達成上不可欠な投資以外

借入先	資金名	金額	利率	条件緩和の内容

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	10年目
売上						
記入例	経営規模					
水 種	生産量					
	売上高					
	経営規模					
	生産量					
	売上高					
	経営規模					
	生産量					
	売上高					
	経営規模					
	生産量					
	売上高					
	経営規模					
	生産量					
	売上高					
その他()						
売上原価						
	期首商製品棚卸高					
	当期商品仕入高					
	当期製品製造原価					
	材料費					
	労務費					
	消耗料					
	その他経費					
	(減価償却)					
	期末商製品棚卸高					
売上総利益						
販売費 -	販管費					
	販管費					
	その他人件費					
	仕荷販売経費					
	減価償却費					
営業利益						
営業外利益						
営業外費用						
	(支払利息)					
経常利益						
税引前当期利益						
法人税等充当額						
税引後当期利益						
償還財源						
(償還金(元本))						
差引余剰						
施設・機械等の設備投資						
固定負債(短期)						
固定負債(長期)						
固定負債						
計						

別紙1の(4)

別紙1の(4) (被災借入希望者関係)

添付書類により当該経営改善計画書記載事項が把握可能である場合には、その旨を記載すれば足りる。

経営改善計画書(個人)

融資機関 御中

年 月 日

住所

氏名

1 計画期間

年度 ～ 年度

2 家族構成等

家族従事者 (※農業後継者は、備考欄にその旨を記入)				
年齢	農業従事日数	農外従事日数	目標年の状況	備考
その他の家族(性別、年齢のみ)				
男女(歳)、男女(歳)、男女(歳)、男女(歳)				

常時雇用
人/年

臨時雇用
人・日

3 経営の概要

経営規模	田	(うち借地)	農用施設	倉庫	m ²	家畜	乳牛	頭
	a	(a)		畜舎	m ²		肉用牛	頭
	畑	(うち借地)		堆肥舎	m ²		豚	頭
	a	(a)		サイロ	m ²		ブロイラー	頭
	樹園地	(うち借地)		ハウス	m ²		採卵鶏	羽
	a	(a)						

(添付書類)
最近3か年の青色申告書、農協の組合員勘定等

別紙1の(4)

別紙1の(4) (被災借入希望者関係)

添付書類により当該経営改善計画書記載事項が把握可能である場合には、その旨を記載すれば足りる。

経営改善計画書(個人)

農業協同組合
株式会社日本政策金融公庫 } 支店 等 御中

年 月 日

住所

氏名

1 計画期間

年度 ～ 年度

2 家族構成等

家族従事者 (※農業後継者は、備考欄にその旨を記入)				
年齢	農業従事日数	農外従事日数	目標年の状況	備考
その他の家族(性別、年齢のみ)				
男女(歳)、男女(歳)、男女(歳)、男女(歳)				

常時雇用
人/年

臨時雇用
人・日

3 経営の概要

経営規模	田	(うち借地)	農用施設	倉庫	m ²	家畜	乳牛	頭
	a	(a)		畜舎	m ²		肉用牛	頭
	畑	(うち借地)		堆肥舎	m ²		豚	頭
	a	(a)		サイロ	m ²		ブロイラー	頭
	樹園地	(うち借地)		ハウス	m ²		採卵鶏	羽
	a	(a)						

(添付書類)
最近3か年の青色申告書、農協の組合員勘定等

別紙1の(5)

別紙1の(5) (被災借入希望者関係)

添付書類により当該経営改善計画書記載事項が把握可能である場合には、その旨を記載すれば足りる。

経営改善計画書(法人)

融資機関 御中

年 月 日

住所

法人名
代表者名

1 計画期間

年度 ～ 年度

2 法人の概要

設立年月日 年 月 日 資本金 千円

構成員氏名	年齢	役職・担当	法人従事日数	出資口数	目標年の状況

構成戸数 戸 常時雇用 人 臨時雇用 人

3 経営の概要

経営規模	田	農 用 施設	倉庫	家 畜	乳牛
	畑		畜舎		肉用牛
	樹園地		堆肥舎		豚
	採草放牧地		サイロ		ブロイラー
			ハウス		採卵鶏

(添付書類)
最近3か年の決算書(付属明細書を含む)等

別紙1の(5)

別紙1の(5) (被災借入希望者関係)

添付書類により当該経営改善計画書記載事項が把握可能である場合には、その旨を記載すれば足りる。

経営改善計画書(法人)

農業協同組合
株式会社日本政策金融公庫 支店 御中

年 月 日

住所

法人名
代表者名

1 計画期間

年度 ～ 年度

2 法人の概要

設立年月 年 月 日 資本金 千円

構成員氏名	年齢	役職・担当	法人従事日数	出資口数	目標年の状況

構成戸数 戸 常時雇用 人 臨時雇用 人

3 経営の概要

経営規模	田	農 用 施設	倉庫	家 畜	乳牛
	畑		畜舎		肉用牛
	樹園地		堆肥舎		豚
	採草放牧地		サイロ		ブロイラー
			ハウス		採卵鶏

(添付書類)
最近3か年の決算書(付属明細書を含む)等

別紙 3

別紙 3

融 資 審 査 の 考 え 方

融 資 審 査 の 視 点	具 体 的 な 着 眼 点 ・ 判 断 基 準	備 考
1 これまでの経営状況	○ 経営者の能力（技術レベル、経営マインド、生産物の単収・品質、生産コスト、資産等）はどの程度か ○ 経営力を背景とした収支実績、財務内容、資金繰りはどうか（家族経営の場合、家計も含めて分析） ○ 経営上の問題点は何か ○ 経営内容が悪くなった理由は何か	必要に応じ普及指導センター・市町村等に照会
(削る。)	(削る。)	(削る。)
2 経営改善計画の妥当性及び実行可能性	○ 経営改善計画の実行により、確実に経営改善が図られるか ○ 経営者の能力（現在の技術レベル、経営マインド等）からみて達成できるか ○ 経営改善計画の内容が過大投資になっていないか	同上
3 収益改善見込み及び借入金 の返済確実性	○ 収益予測の算出基礎となっている単収・単価等は無理のないものか ○ 償還見通しはあるか（家族経営の場合、家計費も含めて判断） ○ 収支計画において、単年度の収支（差引余剰）はプラスになっているか、マイナスの場合、補填する見通しはあるか ○ 農業共済又は収入保険に加入するなど、当該作目が被災したり、需給・価格動向がある程度変動したりしても償還可能となるよう検討されているか ○ 個人経営体について、農作業事故等のリスクに対して労働災害補償保険に加入するなど、労働法制に係る取組が遵守されているか	同上

別紙 4 ○年の経営状況報告書（△年目）（個人）

別紙 3

別紙 3

融 資 審 査 の 考 え 方

融 資 審 査 の 視 点	具 体 的 な 着 眼 点 ・ 判 断 基 準	備 考
1 これまでの経営状況はどうか <u>なっているのか。</u>	○ 経営者の能力（技術レベル、経営マインド、生産物の単収・品質、生産コスト、資産等）はどの程度か ○ 経営力を背景とした収支実績、財務内容、資金繰りはどうか（家族経営の場合、家計も含めて分析） ○ 経営上の問題点は何か ○ 経営内容が悪くなった理由は何か	必要に応じ普及指導センター・市町村等に照会
2 経営の改善を図るために、 <u>どの点をどのように改善していくのか。</u>	○ <u>その点を改善すれば確実に経営改善が図られるか。</u>	同上
3 経営改善計画は実行可能 <u>か。</u>	○ 経営者の能力（現在の技術レベル、経営マインド等）からみて達成できるか。 ※ ○ 改善計画の内容が過大投資になっていないか	同上
4 計画が実行された場合に収 <u>益はどうか、融資返済は可能か。</u>	○ 収益予測の算出基礎となっている単収・単価等は無理のないものか ○ 償還見通しはあるか（家族経営の場合、家計費も含めて判断） ○ 農業共済又は収入保険に加入するなど、当該作目が被災したり、需給・価格動向がある程度変動したりしても償還可能となるよう検討されているか	同上

※ 農業者の経営能力等からみて、経営改善計画の実行可能性・融資返済の可能性に疑問がある場合には、1年間、普及指導センター等の指導を受け、1年後に再度判断するものとする。

別紙 4 令和○年の経営状況報告書（△年目）（個人）

別紙 4
○年の経営状況報告書(△年目) (個人)

年 月 日

融資機関あて

本人氏名

この欄のみ記入(他の欄は
融資機関が予め記入)

(金額単位:千円)

区分	前々年実績	前年計画 a	前年実績 b	計画/実績 b/a%	次年度計画	5年目計画	10年目計画
農業収入							
記入例							
水 稲							
経営規模							
生産量							
売上高							
経営規模							
生産量							
売上高							
経営規模							
生産量							
売上高							
経営規模							
生産量							
売上高							
経営規模							
生産量							
売上高							
その他()							
農業経営費							
原材料費							
施設・機械							
うち減価償却費							
出荷販売経費							
雇用労賃							
支払利息							
支払地代							
その他							
農業所得							
農外所得							
年金被贈等							
農業総所得							
家計費							
租税公課							
償還財源 A							
設備投資計画 B							
資金調達							
元金償還							
貸付計画 C							
差引余剰 D(A-B+C)							
農業負債残高(短期)							
農業負債残高(長期)							
農外負債残高							
負債残高合計							

前年実績に対する自己評価

(添付書類) 前年の青色申告書、農協の組合員勘定

別紙 4
○年の経営状況報告書(△年目) (個人)

年 月 日

融資機関あて

本人氏名

(指導担当者氏名)

この欄のみ記入(他の欄は
融資機関が予め記入)

(金額単位:千円)

区分	前々年実績	前年計画 a	前年実績 b	計画/実績 b/a%	次年度計画	5年目計画	10年目計画
農業収入							
記入例							
水 稲							
経営規模							
生産量							
売上高							
経営規模							
生産量							
売上高							
経営規模							
生産量							
売上高							
経営規模							
生産量							
売上高							
経営規模							
生産量							
売上高							
経営規模							
生産量							
売上高							
その他()							
農業経営費							
原材料費							
施設・機械							
うち減価償却費							
出荷販売経費							
雇用労賃							
支払利息							
支払地代							
その他							
農業所得							
農外所得							
年金被贈等							
農業総所得							
家計費							
租税公課							
償還財源							
償還金(元本)							
差引余剰							
施設・機械等の設備投資							
農業負債(短期)							
農業負債(長期)							
農外負債							
計							

前年実績に対する自己評価

(添付書類) 前年の青色申告書、農協の組合員勘定

別紙 4 ○年の経営状況報告書（△年目）（法人）

別紙 4
○年の経営状況報告書（△年目）（法人）

融資機関あて

年 月 日

法人名・代表者名

		(金額単位: 千円)					
区分		前々年実績	前年計画 a	前年実績 b	計画/実績 b/a%	次年度計画	5年目計画
売上	記入例						
	水 租						
	経常規模						
	生産量						
	売上高						
	経常規模						
	生産量						
	売上高						
	経常規模						
	生産量						
	売上高						
	経常規模						
	生産量						
	売上高						
	その他()						
売上原価	期首商品棚卸高						
	当期商品仕入高						
	当期製品製造原価						
	材料費						
	労務費						
	賃借料						
	その他経費						
	期末商品棚卸高						
	減価償却						
	売上総利益						
	販売費・一般管理費						
	役員報酬						
	その他人件費						
	出荷販売費						
	減価償却費						
営業利益	営業外利益						
	営業外費用						
	支払利息						
	経常利益						
	税引前当期利益						
	法人税等充当額						
	税引後当期利益						
	償還財源 A						
	設備投資計画 B						
	資金調達						
	資金償還						
	資金計画 C						
	差引余剰 D(A-B+C)						
	短期借入金残高						
	長期借入金残高						
	借入金残高合計						

前年実績に対する自己評価

(添付書類) 決算書

別紙 4 令和○年の経営状況報告書（△年目）（法人）

別紙 4
○年の経営状況報告書（△年目）（法人）

融資機関あて

年 月 日

法人名・代表者名

(指図担当者氏名)

		(金額単位: 千円)					
区分		前々年実績	前年計画 a	前年実績 b	計画/実績 b/a%	次年度計画	5年目計画
売上	記入例						
	水 租						
	経常規模						
	生産量						
	売上高						
	経常規模						
	生産量						
	売上高						
	経常規模						
	生産量						
	売上高						
	経常規模						
	生産量						
	売上高						
	その他()						
売上原価	期首商品棚卸高						
	当期商品仕入高						
	当期製品製造原価						
	材料費						
	労務費						
	賃借料						
	その他経費						
	期末商品棚卸高						
	減価償却						
	売上総利益						
	販売費・一般管理費						
	役員報酬						
	その他人件費						
	出荷販売費						
	減価償却費						
営業利益	営業外利益						
	営業外費用						
	支払利息						
	経常利益						
	税引前当期利益						
	法人税等充当額						
	税引後当期利益						
	償還財源						
	償還金(元本)						
	差引余剰						
	施設・機械等の設備投資						
	固定負債(短期)						
	固定負債(長期)						
	固定負債						
	計						

前年実績に対する自己評価

(添付書類) 決算書

附 則

- 1 この通知は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の様式については、当分の間、これを使用することができる。